

国営木曾三川公園事業負担金について

1. 国営木曾三川公園の概要

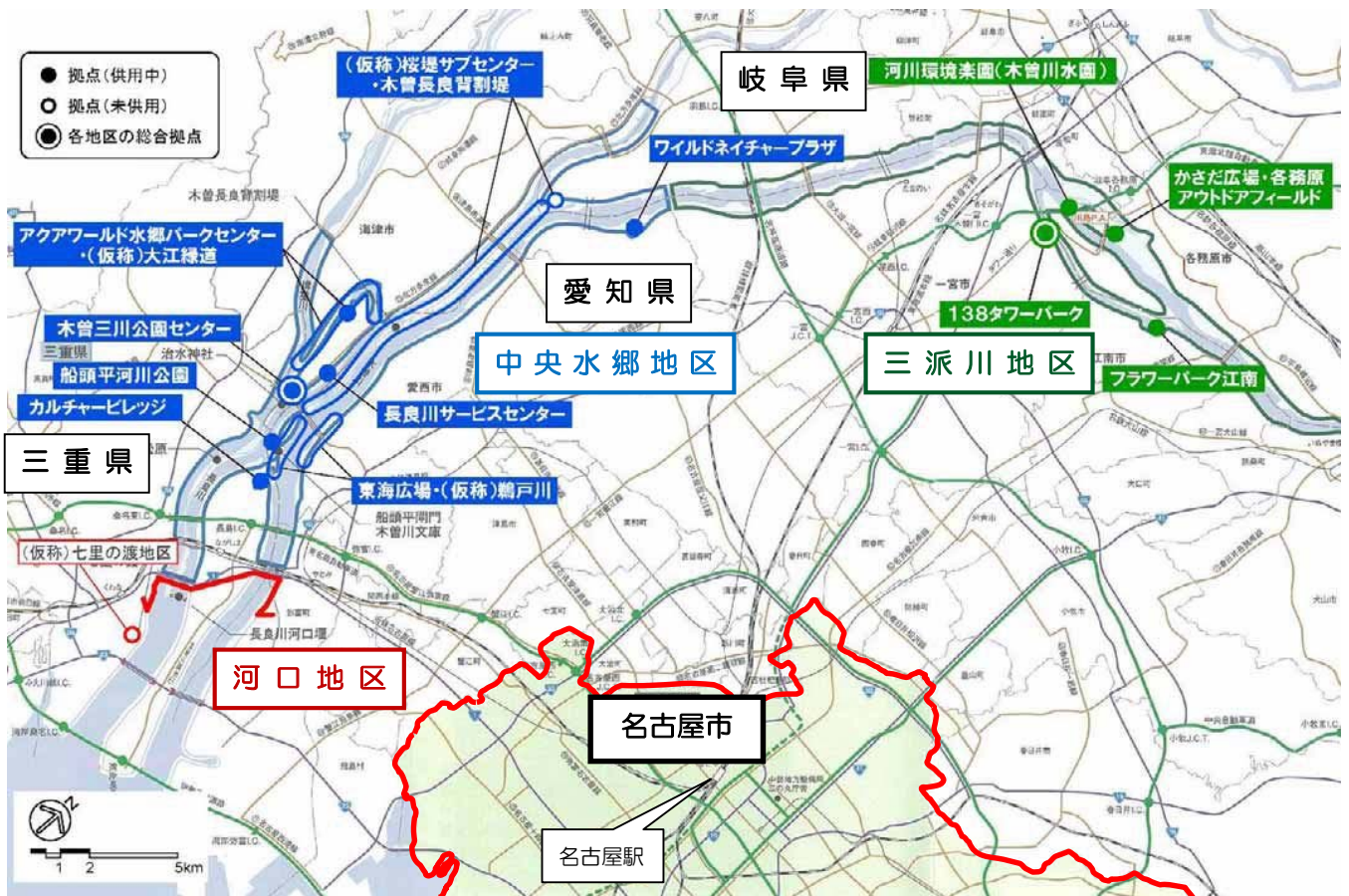
木曾三川公園は、愛知県・岐阜県・三重県の三県にまたがり、総面積約6,100ha、総延長約107km に及び日本最大の国営公園です。堤外地や水面を含めた河川区域を一体的な公園として計画されており、河川事業や沿川自治体の既定計画等との整合性を図りつつ整備・運営が行われています。

本公園は、木曾三川の治水百周年に当たる昭和62年に一部開園し、東海地方の人々に様々な活動の場を提供してきており、平成21年11月には累計入園者数が1億人に達しています。

これまでに、11 拠点・約256ha が開園され、平成22年度は約850万人が利用しています。特に、水上スポーツや水辺でのアウトドア・レクリエーションなど、河川公園ならではの余暇活動が楽しめるところに特色があります。

1) 位置及び区域

名古屋市中心部から15～20km の距離に、名古屋都市圏を取り囲むように位置しています。本公園は、河川の流域区分及び自然環境の特徴から、上流より「三派川地区」「中央水郷地区」「河口地区」の3地区に区分しています。



2) 事業の経緯

昭和51年に東海三県一市知事市長会（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）より『木曾三川公園構想』をまとめ、木曾三川公園建設促進協議会を設置し、国に対して、国営公園の整備を要望してきました。これを受けて、国において、昭和55年に事業着手し、昭和62年から順次供用が開始されています。

【経緯】

年	主なできごと
昭和51年5月	三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）知事市長会より『木曾三川公園構想』提示
昭和53年3月	『木曾三川公園建設促進協議会』発足（三県一市で構成）
昭和54年12月	『木曾三川国営公園基本構想』策定
昭和55年度	『木曾三川水郷公園（仮称）の設置に要する費用に係る地方負担についての覚書』締結（三県一市：昭和56年2月締結） 国営木曾三川水郷公園（仮称）として事業に着手
昭和62年度	木曾三川公園センター（岐阜県海津市）供用開始
平成7年度	138タワーパークなど上流部供用開始
平成23年事業予定	ワイルドネイチャープラザなどの整備

3) 整備の状況

平成23年4月末現在の供用面積は256.5ha（11拠点）で、全体事業面積に対する整備率は36%となっています。

（全体事業面積とは、今後事業を予定している区域の面積のことです）

【全体事業面積、供用面積、事業費等】

地区名	全体事業面積 (ha)	供用面積 (ha)	全体事業費 (百万円)	執行額 (百万円)
三派川地区	224.4	86.7	82,200	56,600
中央水郷地区	473.7	169.8		
河口地区	9.6	0		
計	707.7	256.5		

平成23年4月現在

4) 利用状況

- ◆ 平成21年11月に累計1億人の入場者が達成され、昨年度は約850万人もの利用がされています。
- ◆ 全国の国営公園の中では最も利用者数が多い公園です。
- ◆ 利用圏域は東海三県を中心に、広域的にわたっています。

【利用者数の推移】

年度	公園全体の利用者数	名古屋市民の推計利用者数（割合）
平成18年度	806万人	89万人（11.1%）
平成19年度	891万人	100万人（11.2%）
平成20年度	912万人	77万人（8.4%）
平成21年度	907万人	78万人（8.6%）
平成22年度	850万人	75万人（8.8%）

（注）名古屋市民の推計利用者数は、4拠点（フラワーパーク江南（H20～）、河川環境楽園、138タワーパーク、木曾三川公園センター）におけるアンケート調査の結果から推計したものです。

☆国が実施したアンケート結果からみた利用者の評価

本公園に対する利用者の満足度は高く、95%の人が満足しています。

2. 国営木曾三川公園直轄事業負担金の概要

1) 負担金とは

国（国土交通省）が国営木曾三川公園の整備を行うにあたり、その公園の存する地方公共団体が一部費用負担をするものです。負担割合は、「都市公園法」「都市公園法施行令」に定められ、設置の場合は、国が3分の2、県（愛知県・岐阜県・三重県）が3分の1を負担するものとなっています。

2) 3県の負担割合

① 設置

各県民の利用による受益割合（利用圏域内人口の割合）、各県内の事業費割合（国の投資額の割合）及び3県の協調を示す均等割に、それぞれの重要度に応じたウェイト（0.5：0.4：0.1）を乗じて算定しています。

【設置に係る費用の地方負担金の負担割合（H18～H22）】

	利用による受益割合			事業費割合			均等割			負担割合 （%）
	ウエイト	比率	負担率	ウエイト	比率	負担率	ウエイト	比率	負担率	
岐阜県	0.5	0.208	0.104	0.4	0.447	0.179	0.1	1/3	0.033	31.6
三重県	0.5	0.146	0.073	0.4	0.194	0.078	0.1	1/3	0.033	18.4
愛知県	0.5	0.646	0.323	0.4	0.359	0.144	0.1	1/3	0.033	50.0
名古屋市										（愛知県の1/4）

*平成22年度に名古屋市が支出した負担金は、75,557千円(3県全体の12.5%)です。

② 管理

管理費についても、同様に負担してきましたが、平成23年度から国の負担金制度の見直しにより廃止となりました。

3) 名古屋市が負担する根拠と効果

昭和51年5月の三県一市知事市長会議でこの公園の構想が提示され、昭和56年2月に三県一市で協議し覚書（「木曾三川水郷公園（仮称）の設置に要する費用に係る地方負担についての覚書」）を締結しました。覚書の中で、名古屋市負担を愛知県の4分の1と決めています。

本国営公園は市内には位置していませんが、多数の名古屋市民の利用（約75万人～100万人/年）があり、木曾、揖斐、長良の三大河川の持つ自然と歴史を活かした公園として広域レクリエーションの核となる魅力ある施設で、本市内の他の施設では提供できないような規模、内容のものも多く、その利用価値は高いものと考えられ、負担することに意義があると考えています。

☆負担の根拠（都市公園法）

＜都市公園法第12条の3＞

「国の設置に係る都市公園については、当該都市公園の存する都道府県が、その一部を負担する」

＜都市公園法第12条の4＞

「都道府県の負担する費用のうち、その設置及び管理で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該設置及び管理による受益の限度において、当該市町村に対し、その設置及び管理に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない」

＜都市公園法施行令第28条＞

「都道府県が負担すべき金額は、都市公園の新設及び改築に要する費用にあつては3分の1を乗じて得た金額とする」

4) 負担金の見直しについて

国直轄事業に係る地方負担につきましては、全国知事会、指定都市市長会において、地域主権改革の観点から、国と地方の役割分担の見直しを前提に、その廃止について、要望が行われてきました。

それに対し、国は、『直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表（素案）』（平成22年1月14日 直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム決定）において、「負担金制度の廃止とその後のあり方について、平成25年度までに結論を得る。必要に応じて地方の意見を聞きながら、検討を進める。」としています。

本市としては、公園の利用価値は高く、一定の負担については引き続き必要性があると考えていますが、愛知県の負担額の4分の1とした現在の負担割合については、公園利用の実態等を考慮したものへ見直すことを愛知県に対し引き続き要望してまいりたいと考えています。